

I 古代・中世の城端地方

一、示野の縄文文化

[2]

南砺の舌状台地の末端に示野遺跡が展開する。そのA地点（山田川左岸段丘の上段）は大正一四年「一九二五」一一月からの発掘調査により縄文土器を発見し、縄文中期の特色を備えた紀元前二千から三千年のものに当たる。B地点（同下段の耕地）も同期の土器が広範囲に散布し、長さ八八cmの大石棒が発見された。A B地点を含む相当広い範囲で、数百年から一千年後後の長期間を多くの人々が生活したことが察せられる。

一万年前の無土器文化及び縄文に続く弥生、古墳時代の遺跡は見いだされていない。

二、古代の川上地方

川上の呼名 [6]

城端町は中世の直海（能美）郷と山田郷にまたがり、川上十郷の一主要部だった。

この地方が川上の呼び名を示す例は多いが、平安時代の辞書「和名類聚抄」には、越中四郡のうち砺波郡七郷内に川上・加波加美と書かれている。

中世の中ごろまでの庄川本流は、庄川町から西流して高瀬川となつて福野附近で小矢部川と合流し、「川上」と呼んだ。

示野で発掘された大石棒



（1）和名類聚抄
川上 加波加美
（2）知行所目録
一 四拾壱石 河上 北野村
一 七拾壱石 壱斗 同しやはミ（蛇喰）村
前田利長（花押）
慶長八年二月七日
改田小左衛門尉

川上郷は大宝令の規定では五〇戸に満たない小さな集落であり、後世莊園が成立し、郷村制が生まれたころの石黒郷や直海郷、山田郷とは比較にならない。さらに、近世には真宗寺院も川上衆と呼称し、善徳寺を「河上之善徳寺」といい、前田利長による慶長八年「一六〇三」の「⁽²⁾知行所目録」に北野村や蛇喰村に「河上」を冠して、新川郡と匹敵させているのは注目される。

川上十郷〔⁸〕

川上郷は中世末期には開拓が進み、人口が増加し、この地方を総称する広域ができた。

越中國学者五十嵐篤好著「郷荘考」によると、川上十郷は高瀬川、山田川、小矢部川の流域であり、
砺波川（推定）^{（4）} 上流域の南砺の大部分を領域とした。「天文日記」の天文五年「一五三六」一月の条
では河上十郷として、この地方の本願寺門信徒の集団を指している。

川上村

奈良時代後期から平安時代中期にかけての官倉における稻穀の正税帳である「越中⁵国官倉納穀交替記」(国宝)の断簡から、大同二年「八〇七」及び延喜一〇年「九一〇」には砺波郡川上村に木造倉庫群が並び、収納した官稻を格納した壮觀が察せられる。

川上村の官倉は、前記三川の合流地帯で舟運便のある箇所であつただろうが、川上村が川上郷の一角かそのものかはわからない。

河上氏〔10〕

「源平盛衰記」によると、寿永二年「一一八三」源義仲が越中に侵入した時、義仲に参じた武士団に河上氏がある。河上氏は義仲の滅亡にともない帰国し、(7)「承久記」によると承久の変には石黒氏とともに官軍に属して再起を図ったが、破れてしまった。

しかし戦国のころにも河上氏は南砺の有力武士団であつたようで、僧顯誓の覚書「光闇百首」にその一端がうかがえる。なお、この時代は瑞泉寺の寺主が川上地方の実質的な領主のように威勢があつた。

始めて「川上村」のみえる越中国官倉納穀交代記(石山寺文書 石山寺東大史料編纂所許可)

砥波郡の今も称へる郷名。川上十郷として太
美郷十六ヶ村、山見郷二十九ヶ村、能美郷十
ヶ村、山田郷四十七ヶ村……

(4) 天文日記
從越中國河上十郷上意之儀相調珍重候。定而
可為大儀候とて八十貫のぼり候。
天文五年十一月十五日

(5) 越中国官倉納穀交替記 (国宝)
川上村

東中一板倉收納糠肆伯伍拾陸解搬斗參升
除年々交替定
右一間延喜十年十月

主典蔭孫大初位下阿保朝臣氏丸
大同二年
国司・榎井朝臣御笠丸

(6) 源平盛衰記
木曾、越後國府ヲ立て越中へ入、國々軍兵馳
集テ木曾ニ加ル。……中国ニ八野尻、河
上、石黒、宮崎等參ケリ。
寿永二年

(六) 承ノ語
加賀国住人林・富樺・津幡、越中国住人野
尻・河上・石黒ノ者共少々都ノ御方人申テ防
戦フ。

始めて「川上村」のみえる越中国官倉納穀交代記(石山寺文書 石山寺東大史料編纂所許可)

三、二つの莊園

鷹司家領直海郷【1】

(8) 輄古帖（じゅうこじょう）に直海郷に関する弘安九年「一二八六」の文書が二通ある。

その「加越能三州地理志稿」によると、直海郷は石黒庄の一郷であつて、旧大鋸屋、蓑谷、北野（能美村）の三地区にまたがる一〇村を含む東部地域であり、後の能美郷に当たる。この地域が中世からひらけていたことが、後の天正年間に城端町が成立する背景をなすものであろう。

この直海郷が、いつ鷹司家の家領になつたかは判然としない。

莊園は元來貴族や社寺（後には武士にも）に与えられた私領の土地であり、二通の文書は鷹司家の特権に対する課役に異議を唱えて伊勢神宮に申し立てた、請文と下知状である。

(10) 醒醐寺（京都）三宝院の古文書に、僧清承から同寺清涼堂への寛正三年「一四六二」の寄進状がある。「直海郷と大光寺郷は数年来鷹司家の不知行地となつて支配できなかつたのを、私が苦心して室町幕府から安堵（あんど）を得、この功により鷹司家から両郷の年貢の一部を私が永代受領する契約を得た。これを清滝宮に寄進する」とある文書。將軍足利義政の同意を得て武力侵犯を避けるために安堵の認証を求めたものである。

寛正三年は応仁の乱間近い年であり、鷹司家の威光をもつてしても封建政治に抵抗できず、莊園は崩壊をたどつた時代の証左である。

大光寺郷について、仁和寺文書（尊經閣所蔵）の弘長二年「一二六二」の【11】「関東下知状」で考察すると、後世の井口郷（井口村）にあたると断言できる。

「和田文書裏書」によると、越中が南朝の威力下にあつた興国二年「一三四一」に、侍従房弁祐なるものに勲功賞として与えられ、管理に動搖があつた。また、応仁の乱により諸国の年貢が莊園主に届かなくなるなど、朝臣たちは窮状に陥り、直海郷と大光寺郷を担保にして借金をした。「賦引付」による

(8) 請文案
（じきもんあん）

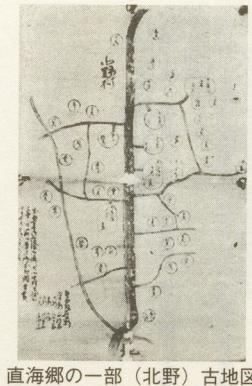
越中国石黒庄内直海郷、外官役夫工米事下
知状令進之候……

弘安九年

(9) 加越能三州地理志稿
（かくわんのうさんしゅうりとうしほう）

能美郷在郡南辺統十村。東至五架山、西至山
田郷界……北至井口郷界。

神祇權大副為繼



(10) 醒醐寺三宝院文書
奉寄進醒醐寺清涼堂料物參拾貫事 副進本家
鷹司殿御契約狀一通 右件料所者越中國直海
大光寺両郷内也。鷹司殿御領也……

(11) 仁和寺文書・関東下知状
（12） 和田文書裏書

（11） 仁和寺文書・関東下知状
（12） 和田文書裏書

以山田・広瀬両郷為一庄、……以吉江・太
海・院林・直海・大光寺五郷為一庄、所謂三
箇庄是也。

弘長二年三月

と三上貞光という富裕武士が、応仁元年「一四六七」の借銭が文明一三年「一四八二」になつても返済されないと幕府に訴えている。知行は有名無実となり、後世大光寺郷はその郷名を失つた。

この時代の越中は守護畠山氏の分国だが、家督を巡つて内紛があつた。また、砺波郡の守護代、神保・遊佐・下長などの被官人が武力をもつて年貢を抑留したころである。

それまで直海郷（莊官はおそらく石黒氏）は約一〇〇年にわたつて莊園の領主鷹司家との関係が続き、京へ年貢を運んだ民によつて、さまざまなかつ文化が郷土へ移植されたに違いない。

西方寺（細野）の立川流、能美（北野）村へ天満宮の勧請、雲乗寺（西明）「天文五年「一五三六」足利義晴御教書」（安居寺文書）の栄え、山城国・離宮八幡宮の利久（理休村に名称変更、「越中志徵・諸事覚書」）村への分祀などはその証左ではないか。

仁和寺領山田郷【15】

「加越能三州地理志稿」によると山田郷（山田川左岸）の領域は四七村付属という広い地域だつた。

山田郷は仁和寺（京都）の子院菩提院の寺領であり、仁和寺文書によると、弘安六年「一二八三」菩提院・了遍權僧正が所領のうち、石黒庄の山田郷、弘瀬郷を門下の禪助法印に譲つてゐる。

いつごろ仁和寺の所領として成立したかは「代々官符同牒状等目録（貞治三年）」の承暦二年「一〇七八」菩提院・了遍權僧正に注目すると、後三条天皇の御願寺として円宗寺が創建されたおりに皇室から施入されたものと理解できる。

山田郷の名が初見される正治二年「一二〇〇」ごろの誓文がある。証如上人「天文日記」、「飛越志」、「照蓮寺文書」で、鎌倉幕府二代将軍源頼家が山田郷に地頭を補任したところ、仁和寺から抗議があつたため直ちに停止を約束した文書である。

この後、弘長二年「一二六二」尊經閣文書の「関東下知状」によると、幕府が諸国のかつ園に地頭を補任したものの、武士の莊園侵略を阻止しようとする領主の訴訟によつて停止されている事実があり、莊園領主のあがきが窺われる。

この後の山田郷を捉える資料はないが、室町時代初めごろと推定される「仁和寺文書」の断簡による

（12）加越能三州地理志稿
中尾上島・盛新……山田野新 以上四十七村
属山田郷

（13）仁和寺文書

譲与 菩提院門跡並所領等事

一 越中国石黒庄内山田弘瀬両郷……

菩提院・了遍權僧正（花押）
弘安六年一月十日

（14）代々官符同牒状等目録
宣言と目される「石黒庄本公驗」が註されて
いる。

承暦二年八月

（15）天文日記

御領三ヶ所地頭事 越中国山田郷事、地頭令
補任之由、當時披露存外候。更不可候也。

……如件。

七月四日
左衛門督殿

（16）尊經閣文書・関東下知状

如右大将家六月十六日元暦元年左衛門督元久
二十四御教書並御下知状者 被停止山田郷地
頭職之由 被載之、
弘長二年

源頼家

と、およそ室町時代初期にも山田郷が仁和寺領であつた事実はわかるが、詳細な事情はわからない。しかし、寺領に対する仁和寺の直接支配力が崩れつつあつた様子は窺われる。

山田郷は仁和寺の莊園から石山本願寺の勢力下に移り、井波瑞泉寺が代官となつた。⁽¹⁷⁾「西本願寺文書」の天正五年「一五七七」年貢納付状によると、瑞泉寺顕秀が山田郷を管理している。この時代は、一向一揆が越後の上杉謙信と親和し、本願寺が大坂に籠城して織田信長と戦つている時である。

山田郷の民衆も、永かつた莊民としての束縛から真宗門徒として脱し、郷村的な結合で民主的な活動期でもあつた。

天正一三年「一五八五」前田氏の進駐によつて平和が再来し、⁽¹⁸⁾「遣編類纂」に同年の前田利家文書にみられる新開墾地の訴願、所有が認められるなど、農民の安住と農耕への打ち込みが進んだ。しかし、このころは「郷」が本来の意義を失つて單なる地域名となつてゐる。

井波瑞泉寺五世賢心の天文一八年「一五四九」の聞書である「賢心物語」⁽¹⁹⁾に、開祖綽如上人が杉谷（井波）に籠居の時、勅命によつて明国からの外交文書を解説した褒美として「越中国利波郡山田郷」に一寺創建を許されたと記している。

山田郷の所領は、遅くとも賢心のころには本願寺領として既成の事実と見られる。山田郷梅原に賢心の弟賢勝が一寺を創建したことや、後に善徳寺が同郷の城⁽²⁰⁾が端に移転したこと、本願寺や瑞泉寺の承認によつて可能であつたであろう。

四、立川流の一廢寺

立川流のこと〔2-1〕

城端の地に立川流⁽²¹⁾が栄えたという事実は、異彩を放つ一つである。平凡社の「大百科事典」の解説を借りると、「立川流は真言密教の一派と陰陽道の混合からなる邪教で、鳥羽帝の朝に三宮親王の護持僧仁寛に受法した武藏国立川の陰陽師某が、邪法怪行を始め立川流と称した」とある。

(20) 大百科事典
立川流 真言密教の一派と陰陽道の混合による邪教。真言宗醍醐寺三宝院の祖、勝覚の弟子に仁寛と称する……

(17) 西本願寺文書
天正四年御公用算用状 ちやうめん三斗五升
八百二十七俵毫斗三升候。(以下略)
瑞泉寺・顕秀(花押)
天正五年
あはち御寮の御方

利家

(18) 遣編類纂
山田郷之内出来分訴人申之通注文遣候。急度
可穿鑿候。……
天正十三年
村井又兵衛尉・中尾次右衛門尉

(19) 賢心物語
御褒美トシテ越中国利波郡山田ノ郷ヲ可被宛
行ノヨシ候所ニ、……

細野の立川流〔22〕

邪教とされた立川流だけに、全貌を失つてほとんど辿れない。

水原堯栄著〔邪教立川流の研究〕の中で、越前の僧心定誓願房が文永七年「一二七〇」に著述した「受法用心集」についての一節があり、心定二五歳の時、延應元年「一二三九」に越中細野で僧阿聖から立川流の教旨を受法したとする。阿聖は細野の在僧であつたか、伝がない。

西方寺の遺跡〔23〕

かつての蓑谷小学校が調査した「郷土」第二号に、往時西光寺（細野）の地に真言宗光源寺という精舎があつたが、元暦文治のころ「一一八五ごろ」、平家の残党が逃走の際に当寺に泊陣したため兵災に遭い、一山ごとごと煙滅した（誤伝）とある。

また、伝承による西光寺の記録に「当寺開闢了順、大永四年「一五一四」了順以前に真言宗西方寺と申していいたのでそのまま唱える」とある。

現在の境内には五〇六基の礎石と思われるほかに遺構はないが、藤原末期の面影を遺す不動明王坐像や、西方寺の鎮守と思われる熊野神社、附近の田畠に大門・奥坊・弁財天・鐘撞堂などの名前があつて、真言密寺の存在を彷彿とさせる。

西方寺と立川流〔25〕

〔推定〕西方寺は、藤原時代に真言宗の本義を伝えるために営まれたもので、立川流に始まつた寺ではないだろう。南砺を一望する景勝地であり、四神相応して仏道修行に格好の淨地である。とくに五か山への古道の拠点でもあつて、密教の大寺を建設する好適地であつた。

しかし、この大寺も邪法を修したためだけでなく、室町中期に流入した真宗の勢いに風靡され、また、たびたびの地方の戦乱により灰燼に帰したのかもしれない。

立川流の最盛地は〔⁽²³⁾ 宝鏡抄〕によると「本所武藏、次越中・大和国多之」という。また、「醍醐寺座主次第・東寺長者補任」によると後醍醐天皇の帰依を得て信任篤く、しばしば邪法を献納したと伝える。



西方廢寺の遺跡（細野西光寺）

〔22〕「郷土」第二号
往古此地ニ真言宗金谷山光源寺トイフ精舎ア
リシガ、元暦文治ノ頃、平家ノ残党五ヶ山中
ニ逃走ノ砌当寺ニ泊陣セシ……
元暦・文治の頃

〔23〕宝鏡抄
本所武藏、次越中・大和国多之、書籍不知其
数

立川流は、性的宗教哲学であり、難解な真言密教の一解義として多くの人々に流布した。醍醐寺・報徳院は一山で立川流に関係があつて、前出の僧清承もこの西方寺を通じて年貢斡旋に成功したのではないか。〔西光寺文書〕によると、大永三年〔一五二三〕に本願寺実如から真宗寺院の本尊として阿弥陀絵像をもらつてゐるので、西方寺の廃滅はこれ以前であろう。

(24) 西光寺文書
方便法身尊形

大永三年
願主 积了順

本願寺积实如